

幌西第15分区町内会 会則

2023年4月現在

- 第1条 本会は幌西第15分区町内会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会の会員は、南11条から南13条までの西22丁目、23丁目の区域に居住ならびに店舗又は事務所等を有する者をもって組織する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦融和を図り、町内福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会には次の役員を置く。
- ①会長1名、副会長3名以下、監事2名、各部に部長1名・副部長各若干名。
 - ②必要に応じて顧問、相談役、参与を置くことができる。
- 第5条 役員の選出は次の通りとする。
- ①会長、副会長、監事は総会において選出する。
 - ②顧問、相談役、参与は役員会の決議を経て会長が委嘱する。
 - ③部長、副部長は会長・副会長が協議の上、会長が委嘱する。
- 第6条 役員の任期は2年とする。但し再任をさまたげない。
補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員の任務
- ① 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - ② 会長、副会長、総務部長、経理部長は予算執行基本方針を決定する。
 - ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
又副会長は所属する部署の予算執行状況を監理する。
 - ④ 監事は本会の事業及び財務を監査し総会に報告する。
 - ⑤ 顧問・相談役は会長の諮問に応じ、意見具申、助言などをして会の運営に協力する。
 - ⑥ 部長は当該会務を分掌し、その執行に当たる。
 - ⑦ 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はこれを代行する。
 - ⑧ 参与は部長の求めに応じ会の運営に協力する。
- 第8条 第3条の目的を達成するため、下記の部を置き会務を分掌する。
- ① 総務部：企画・涉外・文書の授受及び整理、回覧・広報等の配付
ホームページ・町内会だより・配布ステーション。同好会支援。
 - ② 経理部：町内会費の徴収、経費の出納、物品の調達
 - ③ 施設部：道路、上下水道、街路灯その他の設置管理
 - ④ 福祉部：社会福祉、老人福祉、談笑会
 - ⑤ 保健部：保健衛生・健康増進・検診
 - ⑥ 環境部：ゴミステーション管理、清掃指導、花壇整備、伏見公園管理
 - ⑦ 防犯部：防犯対策の推進（学童通学路パトロール、夏期・歳末夜間
パトロール）青パトロール（町内会巡回）
 - ⑧ 防災部：防災資機材の管理、防災対策の推進（合同訓練）
 - ⑨ 交通部：交通安全・通学パトロール

- ⑩ 女性部：女性会員相互の親睦融和
- ⑪ 青少年部：青少年育成活動の推進、夏休みラジオ体操
- ⑫ 厚生部：リクリエーション活動（文化、体育等）、盆踊り。

第9条 会議は定期総会・臨時総会・役員会とし、会長が召集する。

第10条 定期総会は年1回開催し次の事項を審議する。

- ①会務の報告、事業計画
- ②決算報告の承認、予算の審議
- ③役員の選出承認
- ④会則の制定および改廃
- ⑤その他重要事項

第11条 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催し、定期総会に準ずる事項を審議する。

第12条 役員会は会長が必要に応じて召集する。なお年度途中に生じた重要事項は三役会（会長・副会長・総務部長）で処理し後日、役員会で報告する。

第13条 総会は議長を選び、出席者の過半をもって決し、賛否同数の時は議長が決する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 本会の経費は、町内会費及び交付金・補助金その他の収入をもって充当する。

第16条 町内会費は月額150円とする。

第17条 本会の活動を円滑にするため、町内は東・西・南・北の4ブロックに分け、それぞれ班を置く。

第18条 各班においては班長を選出する。班長は会務の伝達、会費の徴収、回覧広報等の配付及び町内の諸行事に協力する。

第19条 慶弔規程

- ① 会員及びその同居家族に不幸があったときは、速やかに会長に届け出る。
- ② 香典は会員及び同居家族それぞれ5000円とする。
- ③ その他の場合は役員の協議で決める。

第20条 同好会活動支援

幌西第15分区町内会有志による同好会（麻雀、歌謡曲、パークゴルフ、ラジオ体操会）については、告知ポスター、電池代等の費用を援助する。

第21条 広報誌等配布の任務

- ① 広報誌等配布係の選出は町内会役員を優先する。但し該当者がいない場合は町内会員から選出できる。（広報誌等配布係は役員会と連携を密にする）
- ② 広報誌等配布謝礼金は、町内会を通して広報誌等配布係に支給する。

（付則）

- ① この会則は昭和47年4月1日より施行する。
- ② 昭和59年4月1日に第5条、第6条、第17条の一部を改正
- ③ 昭和62年4月1日より現行の会則に改正
- ④ 平成2年4月1日、字句の修正並びに一部改正

- ⑤ 平成 8 年 4 月 1 日に第 4 条の一部を改正
- ⑥ 平成 12 年 4 月 1 日に第 8 条の一部改正および追加
- ⑦ 平成 15 年 6 月 1 日に第 8 条に⑪を追加
- ⑧ 平成 19 年 5 月 20 日に第 8 条の⑦防災防犯部を⑦防災部、⑧防犯部に区分し、以下⑨交通部、⑩女性部、⑪青少年部、⑫厚生部に改正
- ⑨ 平成 25 年 4 月 1 日に第 4 条の一部改正および第 7 条に三項目を追加
- ⑩ 平成 26 年 4 月 1 日に第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条の一部改正及び第 20 条、第 21 条を追加
- ⑪ 平成 27 年 4 月 19 日第 8 条⑦項の一部改正及び⑧項の追加
- ⑫ 平成 30 年 4 月 22 日第 8 条⑤項の一部改正及び第 20 条の一部削除
- ⑬ 2020 年 5 月 1 日に第 2 条ただし書を削除